

足でからめて 手でしめて そこじゃそこじゃと
尻叩くよ アーチヨイナチヨイナ

(呉服 内田トモエ)

子守り唄(わらべ唄)

へしつちよこはつちよこ 蜂の巢

蜂や山やあ 巢作いぎや

巢は作らじ 嫁御見ぎや

隣の嫁御は 良か嫁御

紅つけ鉄漿つけ 良か女

早う寝た者にや 白餅に

砂糖つけて 食わすつばん 食わすつばん

遅う寝た者にやあ 団子いっちよに

味噌つけて 食わすつばん 食わすつばん

(鹿江 石井フミ)

お月さん幾つ(わらべ唄)

へお月さん幾ら 十三、七つ 七つの年から

油買ややられて、犬から追われて

橋の下やかごうで 尻はプツプツプツ

九 芸 能

(一) 浮 立

町内における芸能は浮立大神楽、俗にいう浮立の伝承である。かつては「鹿江の浮立が行かんば、お下りのでけん」と言われていた浮立の伝承も姿を消し、それが現存するのは大詫間と犬井道だけになった。浮立は、大詫間の松枝神社で催される十月二十二日の供日、犬井道の海童神社(じいおうさん)で催される十月二十三、二十四日の供日に奉納されている。昔は早津江、唖分、小々森、波佐古などにも伝承されていた。

『広報かわそえ』(No.二四六 昭和五十一年九月二十五日発行)に、竹下日出次氏は「浮立大神楽とは(上)と題して、

「面浮立の起源については、伝えられるところによれば、享祿三年当時、佐賀の豪族龍造寺家兼が大宰少弐冬尚をたすけ、中国大門勢の軍を佐賀県神埼郡田手村に迎えた時に、危うく破られんとしたが、その折、当時佐賀本庄村の郷士鍋島平右衛門清久がおの赤熊の面をかぶった一族郎党百餘騎を指揮し、敵陣に乱入して奮戦、これを撃退した。その勝ち祝いの踊りが面浮立の始まりだ。」

と、「浮立大神楽玄蕃流儀口傳書」について述べている。しかし、これは伝説として受けとるべきである。後



海童神社でチマキテンを舞う一流著玄

者も口伝として受けとるべきである。なぜならば三隅治雄氏が述べているように、「風流^注という語の意味は時代によって流動があり、もとは中国から来た語でフリユウと発音し、みやびやかと訓じていたが、しだいにフリユウと訛^{まが}って、意匠をほどこした作り物の意に解するようになった。ところがそういう作り物を祇園会などの祭祀に出すことから、祭りに出る山・鉦^{かね}の類を風流といい、さらに衆の派手^{はで}な仮面や装束をもそういうようになり、つぎには風流を身につけた祭りの練り衆、踊り子たちのする動作——囃子^{はやし}に乗って大道を練る道行きぶりや、辻・門口・庭で行う踊りなど——をも風流の語で呼ぶようになった。」であるからだ。佐賀の場合はいつ頃からかわからないが、「浮立」と当てている。

浮立^{ウツタテ} 風流が、太鼓・鉦^{かね}・笛を打ち鳴らすのは、その音が御霊を送るのにいちばん効果があると古代から信じられていた。ウチコが太鼓や鉦を打ち鳴らし、足を跳躍させ災厄——悪霊を追い払うのである。

大詫間の馬場源六氏（明治28・10・20生）からの聞き取りによると、浮立は豊作になるようにとか、早魃^{はやび}浮立を「沖のオンガンサン」（沖ノ島）や松枝神社境内で打った。干拓堤防で早魃浮立を三日間も打ったことがあるということだった。

また鹿江の松井袈裟六（明治27・1・30生）・八木鹿市（明治27・11・2生）・北村善吉（明治29・6・27生）の各氏からの聞き取りによると、浮立奉納の翌日、下ノ宮で「おのこい」と言って、相撲が催された。それは「じいおうさん（海童神社）が踊い好かつさん。相撲じゃなからんば。相撲せじ踊いすぎ、雨の降らす。相撲すぎ、雨のあかつ」とか、「鹿江の浮立が行かんと雨が降らん、雨乞いにならん」といって、金立山のお下りに、諸富町の搦まで浮立が出たということだった。

こういうことから、町内の浮立は早魃浮立であり、また雨乞い浮立であったといえる。言い換えるならば、春秋の祭りに浮立を奉納することは、その年の豊作や大漁を予祝する行事であった。

大詫間の浮立は、上ノ小路・中ノ小路・下ノ小路の各部落を単位として三年に一回持ち回りで毎年松枝神社に奉納されていたが、年々若者が少なくなり、昭和四十八年頃から部落回りが出来なくなつて、大詫間全域の青年で毎年奉納している。

また犬井道の場合は、犬井道浮立（平田分・恵北・寺南・南小路・呉服）と田中浮立（野村・倉床・立小路・田中）に分かれており、毎年交代で海童神社に奉納されている。

1 浮立の練習

大詫間の浮立の練習は、昔は盆過ぎから始められた。毎晩八時頃から十一時頃まで、遅いときには午前一時頃まで練習をした。笛ふきは笛ふきの上手な先輩（師匠という）、鉦打ちは鉦打ちの上手な先輩の家へ三〜五人の仲間と行き、その庭先で習う。笛は師匠が指で押えながら吹くを見て習い、鉦打ちや舞い方は師匠の手を見

て習う。

祭りから二週間前に、世話役がウチコに鉦渡しをした。総練習は個人の庭先の広いところや、公民館前の広場で行う。太鼓や鉦は松枝神社に保管されている。

犬井道の浮立の練習は、田植が終わり七月十五日の祇園ごろから始められていたが、最近では盆過ぎから始めており、每晚八時頃から十一時過ぎまで練習をする。大詫間と同じように師匠について習う。

祭りから二週間前に、古老の鉦役（五、六人）から太鼓・鉦がウチコに渡されていた。ところが、昭和初めの頃から鉦役は廃止になり、青年団にその役は譲られた。太鼓や鉦は犬井道分が真照寺（寺南）に、田中分は明円寺（野村）にそれぞれ保管されていたが、最近になって海童神社に預けられている。

総練習は、戦前には中手の取り入れ後に田んぼや寺に集まって行われていたが、戦後は小学校のグラウンドに集まって、手直しをしてもらっている。

2 浮立の役割

浮立の役割は犬井道も大詫間も大体同じで、次のとおりである。また演技者の服装も昔は、金紗の着物に、金紗の帯をし、縮緬の飾りをして洒落ごろだった、と伝えられているが、現在では着物もそろいの浴衣に統一され、簡素化されている。

・テンチクミヤー——テンツキという冠をかぶり、腰裏にゴザをさげ、白足袋に草鞋ばき。

・大太鼓——古老。セルの着物姿。



モリヤーシ

・和讃（小太鼓）——モリヤーシともいう。花笠をか

ぶり、手ぎんを付け、黒脚絆に草鞋ばき。

・鉦打ち——シャグマをかぶり、白の股引をはき、尻をからげる。黒足袋に草鞋ばき。

・笛ふき——花笠をかぶり、羽織姿。黒足袋に高下駄ばき。

・奉行——陳笠をかぶり、羽織姿。黒足袋に草鞋ばき。「注」現在、大詫間の鉦打ちは地下足袋ばき。奉行は草履ばきで、陣笠はかぶっていない。

奉行は一本の棒を持ち囃子をしないと鉦の拍子が合わないのです、その棒を地面につきながら拍子をとる。またウチコや笛方が時間を守らなかつたり、風紀を乱すような行動をすると、注意を与えたりする。

浮立の役割にそれぞれの人数は定まっていなかったが、昭和五十二年十月に松枝神社に奉納された大詫間の浮立は、テンチクミヤー一人、モリヤーシ二十人、鉦打ち十九人、笛ふき十四人、奉行十二人などである。



鉦打ち



「お上り」の行列（町役場前で）

浮立の主役であり、祭主または齋主（いはいぬし）の役をつとめる重大な役割で、天衝（あまつき）という冠（かぶりもの）をかぶり、神前で氏子の代表として神に拜んだり、舞を舞ったり、太鼓を打ったりする舞人である。

4 テンチクミヤ

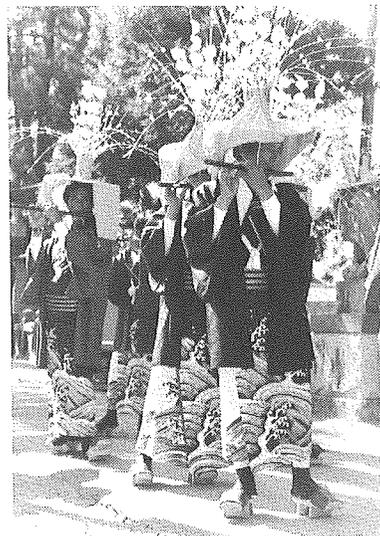
海童神社へ「お上り」の行列。子供の安全を祈り、途中で稚児がお供し、稚児の行列が続く。（この地区でも、行列の御神輿をくぐる。）海童神社へ御神輿が着くと、その門前で「トイエガカリ」といって、本ばやしを打つ。境内では、さらにへ本ばやし・つくい浮立を奉納する。本ばやし（玄蕃一流）を打つときには、テンチクミヤが舞い、ホンバンを誦い（「うしろまき」という）輿をそえる。あとは村回りをし、有志の家などで浮立を打ち歩く。

などの浮立が奉納され、あい間にはホンバン（謡曲の一部）も謡われる。神社の祭典が済むと、浮立は「下ノ宮」で奉納し、あとは学校や漁港、区長の家などで浮立を打ち回る。犬井道の浮立集団の行動は、祭りの朝五時ごろ、海童神社境内でへ本ばやし三番を舞い、御神輿に御神体をうつす。それからへ道ばやしをしながら御神輿行列で「下ノ宮」へ行く。そこで浮立を奉納し、海童神社へ戻る。最近では「下ノ宮」から、鹿江の今古賀神社へ「お下り」の行列をする。今古賀神社で浮立を奉納したあと、



御神輿くぐり（大詫間で）

浮立はへ道ばやしを打ちながら「お下り」行列にお供する。各家の門には花笠のご神燈を立てて、御神輿行列を迎える。「お仮の宮」へ着くと、御神輿を置き祭礼が行われる。祭礼が終わると、「お上り」につき、村中を回り松枝神社へ向かう。途中村人は御神輿の下をくぐる。（御神輿をくぐると、災厄からのがれるという。）松枝神社へ着くと、境内でへ本ばやし・つくい浮立



大詫間の浮立集団の行動をみると、祭りの前日に当番部落で広場を設けて（以前は稲を早く刈っていたが、現在では公民館前の広場などを利用する）、そこに南か東向きの「お仮の宮（おかい屋）」をつくる。

当日は午前五時ごろ松枝神社にウチコが集まり、へ道行きで神前へ打ち込む。境内へ入ると、本ばやし（玄蕃一流）に合わせてテンチクミヤが舞い、浮立が奉納される。

3 浮立集団の行動範囲

この舞人の役は一朝一夕にして身につくものではないので、世襲制ではなかったかと指摘する人もある。（『神と仏の民俗学』飯田一郎著）

テンチクミヤの三日月の形は、羽の代わりで浜辺に鶴が降りてきて、鶴が舞っている姿（舞鶴）であると伝承している。またテンチクミヤは、村に一、二人の特定な人が演技者となる。テンチクミヤが腰にゴザを付けているのは、「舞いそこなうと、ゴザの上で腹切って死なねばならん」と伝承している。

テンチクミヤの舞いを見て、古老は「今のうが太陽さんに祈り、今のうがお月さんに祈り、今のうが地の神さんに祈っている」と言っていることから、神の前での祈りであることがわかる。

大詫間の江頭輝史氏（大正2・10・7生）の話によると、「テンチクミヤは、本ばやしに合わせて、太鼓の掬を握り舞を舞う。まず神前に端座し、参拝したあと、三方立てを終え、ウチコの前を舞いながら三回まわる。浮立に関するすべての演技者は、それぞれ定められた所作をする。笛の曲が終わるころ、テンチクミヤは太鼓に近づいて来て、打ち止めの太鼓を打つ。すべての演技者はその動作を終えて止める」という。

「注」『日本民俗学大系』昭和三十三年八月刊（平凡社）

卷物「浮立大神楽玄蕃流儀口傳書」

平田分の池田元治氏の所有（写本）される「玄蕃一流奥傳卷」を、芸能資料として原本のまま紹介する。

玄蕃一流奥傳卷

浮立大神楽根本之流儀玄蕃係り傳來之大事

卷之第一

抑浮立大神楽ト言ハ本号菱神楽ト称セリ其傳ハ上古

地神五代之初メ

天照皇太神宮御舍弟素盞尊ノ悪行ニ依リ天窟戸ニ閉籠ラセ玉ヘバ一天下忽チ常闇ト成ル八百萬神達は

ヲ歎キ窟戸ノ前ニテ壇火ヲ燻キ菱神楽ヲ初テ舞奏ラル其囃セル拍子弥阿奉拜峯ニ安置シ奉リ小河山高権

現ト崇メ奉ラル奇ノ万館跡ヲ坊地ト成シ強勇大僧正ヲ以テ開山祖ニ用ヒ號テ小河山青蓮院強勇寺寶泉坊

ト称ス其ノ跡歴然ト小河内村ニ在リ爰ヲ寶泉ト称スル者ハ此地ニ寶泉ノ靈水有ヲ以テ之此ノ泉水今猶

存セリ然ハ則チ是ノ故ヲ以テ玄蕃係り根本元祖以來的ノ々ノ本法神楽竊々ノ係流トスル事決定不可疑之

芸能

私ニ云リ・権現ニ八字諱無之

全五

唯。金立ニ在ス日ハ金立権現。黒髪ニ在ス日

ハ黒髪権現、彦山ニ在ス日ハ彦山権現ニ

テ座スナリ餘ハ須権メ知也云ナリ

同卷之第二

浮立大神楽根本之流儀太祖玄蕃係り大太鼓口傳免許

之次第

目録之大事

第一

弥阿奉拜之囃初撥取之仕舞揚始打出シ之意密觀念極

秘ノ之大事

全ク二

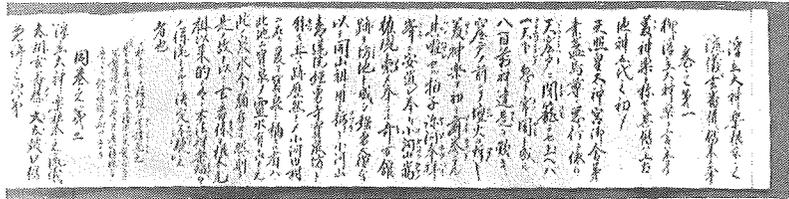
浮立大神楽打チ込ミノ之大事

全三

同ク打チ出ノ之大事

全四

同ク打チ出之道行ノ大事



玄蕃一流傳卷の一部

- 同入品囃シ初メ之大事 全 十
- 同撥始メ之大事 全 十一
- 同到テ于爰ニ而仕舞飛羅變等其外品々之大事 全 十二
- 浮立大神樂打揚之大事 全 十三
- 同到於此而謡ヒ囃シ笛鼓等之緯 全 十四
- 浮立大神樂重而打起シ再囃之大事 全 十五
- 同撥始之大事 全 十六
- 同仕舞飛羅變り等其外品々ノ之 全 十七
- 同入品馬場搦リ之大事 全 十八
- 同入品門入之大事 全 十九
- 同入品ナ橋シ懸リ之大事 全 二十
- 同門出之大事 全 廿一
- 同歸リ品馬場掛リ之大事 全 廿二
- 右同鳥居懸リ之大事 全 廿三
- 同飯リ道行キ大事 全 廿四
- 同外ト一通リ歸リ遊之大事 全 廿五

- 權現此佐賀金立山へ移リ玉フニ付キ其所迄大神樂ノ送届ケテ參ラス其ノ唱歌ハ彌阿奉拜也ト云ヘリ權現史ヨリ天山嶽小城ニ在リニ在リ夫ヨリ鳥羽院山多クニ在リ杉嶽山件嶋ニ在リ夫ヨリ鏡嶽津ニ在リ夫ヨリ黒髮山武雄ニ在リ志慈喜山ニアリ夫ヨリ太良嶽津早ニ在リ夫ヨリ温泉山肥後ニアリ豊前寶満ニアリ嶽夫ヨリ同所彦山嵩へ到リ夫ヨリ再帰コノ肥前へ飛来リ北佐嘉山内小副河邑ノ水車山ニ移リ夫ヨリ同邑小河内村ノ高山小河嵩ノ嶺ニ留マリ玉フ爰ニ小副川法眼奇一ト云フ者ノ此所ノ領主タリ仍テ青蓮院強勇大僧正ニ命ノ則チ其ヤ是之ニテ則チ浮立大神樂天照太神此ノ浮立ニ御目出座テ窟戸少シ押シ開カセ玉ヒ御顔ヲ半バ出サセ玉ヘバ其儘諸々人ノ面テ白々ト見得タリ阿々良面ヤトノ御神勅也諸大小ノ善神等悉皆目ト目ヲ見合セテ甚タ快悦為玉フ仍テ面白シノ二字爰ニ始マル太力雄尊直チニ立テ趨寄參ラセ大神宮ノ御手ヲ給リ曳ト持出シ奉ラル勢ヒヲ偏ハ出ヌ時ニエイト唱ル事モ又喜ンデカラヲ嫌ヒ合會テ俱ニ手ヲ結ビ須望相模トモシテ直ニ遊ビ慰ム事モ俱ニ從リ是始マル太力雄尊則チ窟ノ御戸ヲ奪給リテ兩方ノ遠キ國へ投失ヒ玉ヘリ以後戸隱ノ明神ト崇メ申ヌ者ノ是也件ノ浮立爰大神樂ハ久シク打絶居尾ニ一日大權現九州肥前國佐嘉郡川副東郷寺井津ニ船揚リ為玉フ其比寺井津ノ住人ニ玄番ノ亮常利ト云フ者ノ此ノ浮立爰大神樂ノ妙術ヲ得タル在リ此ノ節ヲ儲ケ弟子等集メ此浮立爰大神樂ヲ大權現ヲ馳走響應申タリ其故ニ囃セル拍子ノ事ヲ寺井拍子トモ云フ也夫ヨリ同入リ品鳥居懸リ之大事 全 六
- 同入リ品馬場搦リ之大事 全 七
- 同入品門入之大事 全 八
- 同入リ品ナ橋シ懸リ之大事 全 九

全 廿五
同掃著門入リ之大事

全 廿六
右同居占之大事

全 廿七
同飯リ内遊ビ之大事

全 廿八
同打燈シ之大事

全 廿九
同撥仕舞之大事

全 三十
同撥納メ之大事

右三十箇條一々源意秘密ノ之觀念各々口傳甚ダ有之
此間に須弥山之図在リ

浮立大神樂仕舞之
大事目錄之次第

第 壹

神社尊前之大事

同 二

聖賢之靈廟尊前ノ大事

同 三

貴人并ニ主君等ノ之尊前ノ之大事

此砌リ頭上之採幣帛ヲ而為乾手水、遂拜礼之時

若シ從貴人於テハ有拜、領物者頂戴ヲ之仕様之大事

事

右各眞之仕舞ノ之緯

同 四

佛前之大事 以後傳フ之ヲ仍テ別之有リ口傳

同 五

眞草行之仕舞大事

同 六

飛羅變眞草行之仕舞大事

同 七

芝居之大事

同 八

芝居之仕舞眞草行之大事

同 九

落撥之大事

同 十 (從是十二竜之大事目錄左ノ如シ)

龍之演遊之大事

同 十一

出世龍之大事

同 十二

登り龍之大事

同 十三

居龍之大事

同 十四

雲龍之大事

同 十五

雨水龍之大事

同 十六

請雨龍之大事

同 十七

飛水龍之大事

同 十八

風鎮龍之大事

同 十九

湖上竜之大事

同 二十

遊龍之大事

同 廿一

歡樂龍之大事

へ右十二龍仕舞各零之時用之

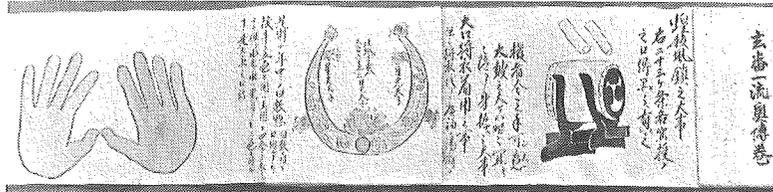
同 廿二 (此仕舞留風雨之祭之時用之)

龍虎風鎮之大事

同 廿三 (此仕舞虫供養風サ祭り等ノ時用

之)

蝗殺風鎮之大事



玄蕃一流奥傳卷の一部

右二十三ヶ条各密授ノ之口傳
品之有^レ之 応撥者人々之手可
太鼓之大サハ時ニ宜キニ隨テ
身拵へ之大事
大口將衣着用之事
但シ將衣ノ代リニ廣袖ノ湯肩
ヲ着シ大口ノ代リニ蘭筵ヲ以
テ腰ニ当^レ轉シニテ不苦ト雖
共必ス古キヲ用ル^ヲ更甚以テ凶
人
太刀ヲ可帶^テ
但シ白布曲尺ニテ五尺三寸ノ
端シヲ結イ合セ以テ助ケトス
是レ則チ木綿手緋ヲ表スル也
末廣ノ扇可帶^テ事
但シツ子ノ扇子ニテ不苦ト可
知ル

同卷之第五天図器拵ノ大事
天図器ノ裏申ノ大イサ人々ノ可^レ應^レニ 気意一事甲上
ノ紙手数惣部^備而三百六十五ノ事
天図箸^備ノ寸尺之事
内曲リ曲尺ニテ二尺八寸ノ事是則古天ノ二十八宿
ヲ表スル也
同廣サ同七寸ノ更^テ (是ハ日月水火木金土ノ七曜ヲ表
スル也)
〔外廻リ同三尺六寸ノ事は又地ノ三十六禽ヲ表ス
ル也〕
同房数七ツノ事 (是ハ貪・巨・祿・文・廉・武・破
ノ七星破軍ヲ表ス)
同模様之事 三光ノ尊容ヲ各一充宛三所ニ顯シ其間
皆ナ水雲ヲ可シ
畫ク水雲トハ黒雲也、三光トハ日月星ノ三光ヲ指
シテ云フ也
右拾箇條各、深意之觀念口傳等有^レ之

同卷之第五終大尾

是則千年中ノ日数惣 (日数ニ付テ口傳アリ) 筏手
ニ五色ヲ用ル土用ト四季トヲ表スルナリ但シ雨乞ノ
水ハ黑白ノ二色ヲ用ル事は又水之口傳
右五卷合而六十五箇條之口傳各、雖^レ為^レ深秘之大事、
貴殿之器量并ニ以テ無^レ二真切而依被^レ抽^レ丹誠^ヲ今^レ
悉ク不^レ殘^サ一流之奥儀ヲ皆令^レ相傳^ニ之条必ス不^レ可^レ
存^ニ於容易^ニ者也
元祿七年甲戌

七月吉日 玄番亮常利百五十三代之弟子
古川与次右衛門延利 (印)

荒尾与兵衛殿

此ノ一卷奉預候意

平^ラ更^ニ雖^モ勿對^至極恐畏千萬憚^入奉^レ存候^ト謹奉^レ
預^レ此卷^ヲ於^テ
尊^ノ前^ニ候意趣者、某兼^テ而浮立大神樂根本之流儀、

合同公

尊前

此卷^キ物ノ付属^ノ之意趣

依^テ古川近衛門久利等^ヲ願^フ之旨^ニ而、右從^レ荒尾與
兵衛安利^ノ舊年預^ケ置^キ此ノ卷^キ物^ヲ于^レ予^ニ且^ツ深頼^ミ
置^ケ之故^ニ則^チ任^セ其意^ニ兮汝等^ヲ此道倚^為レ^ニ器量^一

玄番保^カ本法之太鼓深^ノ秘^ノ之師傅授得相統仕^リ雖^モ
羅^在候^今又^可仕^ル之子付属弟子無^レ御座^一、聊^カ及^ニ
笑止^ニ残念於此時^ニ御座候条後^ヲ来
尊^ノ前^ノ之^以御智眼^ヲ而器量^ノ之所作人被^レ遊^レ御^レ見立^テ、
此^ノ五卷被^レ遊^レ御相統^ニ可^レ被^レ下儀[、]乍^レ恐偏^ヘ奉^レ頼^ミ
仍^テ而只今此^ノ五卷乍^レ憚^リ奉^リ預^ケ置^キ之^ヲ于^テ
尊^前候儘深重宜^ク奉^レ頼^候、勿論尊前之御^ノ手組。某師
匠古川與次右衛門延利一男同^ク近右衛門久利ヲカ依^レ
願^ヒ如^レ是奉^ニ預置^一候也
享保三年戊戌

三月二日荒尾與兵衛安利

今付属シ之於五品俱ニ以テ口傳ノ一々悉皆令ニ授與ニ
于汝等^{ラニ}之^レ条宜^ク秘藏^ス者也
明治五年戊子^(注)

石井能登守源金同入道法印

修學院僧正

八月十二日官深

猿^{イノチ}吉兵衛吉利へ

昭和参拾叁年参月吉日 古賀岩男先生書

昔の書故讀みにくいので先生に頼み書いた物也

杠 城夫(五拾貳歳)

大字犬井道の浮立に奥傳巻無き為各地にさがし、よう

やく手に入れたのをさいわいにしうつし取った巻

物也

「注」ふりがなと返点は、読みやすいようにつけたのも一部ある。

(二) 筑紫箏(つくしごと)

筑紫箏の起源については定かでないが、筑後の善導寺において形作られ、この寺に仮住した僧賢順^{けんじゆん}によって、大成されたことが一般に認められている。

賢順についても諸説あるが、周防国大内氏の家匠宮部家に生まれ、天文年中、七歳の時、善導寺で得度出家した。永禄年中(一五五八―一六九)十三歳の時、明人鄭家定から琴瑟箏の音曲を学んだといわれる。この後、寺に伝わる筑紫箏を学んだとか、あるいは雅楽と俗箏を基にして、秘曲を編んだとか伝えられるが、おそらく後者の道をふんで、筑紫箏を大成したと思われる。こうして一時、大友義鎮の知遇を得るが、やがて戦いを逃れて川副郷南里の正定寺に移った。元亀元年(一五七〇)の頃という。ここでは自ら筑紫箏を作り、これを弾じ、あるいは

は門下を集めてその養成に努めた。三十八歳のとき、多久の天叟安順に招かれて多久邑に移り住み、還俗して諸田姓を名のった。その没年も種々伝えられ、文禄二年(一五九三)六十歳で没したとか、元和九年(一六二二)、または寛永十三年(一六三六)九十歳で没したとかいわれる。

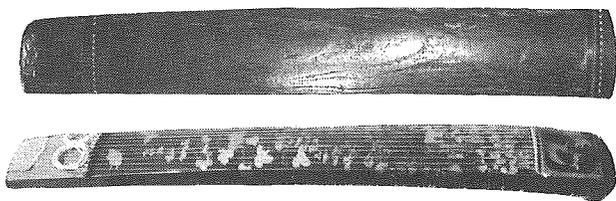
賢順の門下の中で秀でたものに、僧法水^{ほふすい}、玄恕^{げんじゆ}がある。法水は自ら一派をなし、京の八橋^{やちやう}検校^{けんぎょう}に伝えたという。

もつとも検校は玄恕の教えも受けたようである。

玄恕は正定寺第十六世団誉上人の門下中、龍・應・典・頂^{すべ}の四員の一人に数えられる逸材であり経蓮社典誉と称号した。賢順に箏を習い、その調べは高く、至妙の処を得て、多くの弟子が集まった。慶長年間上洛して知恩院法主にあい、その秘曲を演奏して大いに賞せられ、後陽成天皇に披露して宮中にこれを伝えたという。のち、諫早の桂岩寺(慶厳寺)に移り住職となる。寛文二年(一六六二)または慶安二年(一六四九)四十二歳で没した。

このころ筑紫箏は法要に用いられて、晴雨を祈り、神明仏陀を祀るに当たって弾せられたことである。

玄恕はその奥旨を超^す譽^{えい}に伝えた。超譽は正定寺第二十一世で、九蓮社と称し徳応ともいう。寛永十六年(一六三九)十三歳で剃髪し同十八年、筑紫箏の伝授を受けた。その後、大運寺、浄円寺を経て浄林寺



筑紫箏 「上」は多久市・佐々木寅夫氏所蔵。天正11年作となっており、長さ138cm、幅22cmで13本の弦をつける穴があるが弦がついていない。裏の両端に反響用の穴がくってあり、1本の桐材をノミでえぐったものと推察される。「下」は天正5年作といわれ、修理がなされて弦がついている。多久市立図書館に保管されている。

宗 教



オミコシ (海童神社)

の開基となったが、正徳五年（一七一五）八十九歳で没した。法要のための声明音楽が衰えようとするのを嘆いて、僧徒の勉勵を勧め、その振興に功があった。

その後、超誉の孫弟子の中に、与賀浄土寺に厭あは譽なが出て、筑紫箏はその流れを伝えていく。厭譽は宝暦八年（一七五八）に没した。

かくして筑紫箏は、川副郷では正定寺を中心として一時、大いに栄えたことがうかがえる。

その後、変遷しながら現代に伝承されている。今日の伝承者井上ミナ氏によると「筑紫箏は楽箏（雅楽）と俗箏（生田流・山田流）との分岐点に位し、今日の俗箏諸流の基を開いた優雅な風格をそなえる、歴史上極めて高い価値」を有するものである。

〔注〕 龍誉・應誉・典誉・頂誉である。

参考資料

〔正定寺由緒録〕

〔筑紫箏秘録口訣〕（享保十一年）松隈桃仙（僊）

〔筑紫箏調査報告〕（昭和四十六年）岸辺成雄・平野健次

〔筑紫楽私記〕 伊東祐之